

平成 21 年 6 月 25 日

株主の皆様へ

株式会社 **フォーバル**

第 29 期 期末配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

さて、当社は、平成 21 年 6 月 25 日開催の当社第 29 回定時株主総会において、第 29 期期末配当を決議し、平成 21 年 6 月 26 日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから、「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」にあたらぬ部分がございますので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

具体的な取得価格の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様個々のご事情によって異なりますことから、「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価格の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認下さい。また、今回の配当金は一部（みなし配当部分）を除き、配当所得ではありませんので、配当控除の対象とはなりません。確定申告の際にはご注意ください。

敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第 24 条、同法第 25 条等）

⇒ 今回の当社配当金は「資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。

⇒ 今回の当社配当金の一部は、税法の規定により「みなし配当」に該当いたします。「みなし配当」は税務上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収が必要となります。

⇒ 今回の当社配当金のうち「みなし配当以外」の部分は、税務上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収はありません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際にはご注意ください。

⇒ 「みなし配当以外」の部分につきましては、(2) の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について (租税特別措置法第37条の10)

⇒税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が生じます。

⇒以下の「収入金額とみなされる金額①」から「取得価額②」を控除した金額が、譲渡所得等(「みなし譲渡損益」)に該当いたします。

(純資産減少割合は(4)、みなし配当額は(5)をご参照下さい。)

収入金額とみなされる金額①	=	払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
---------------	---	-----------------------	---	--------

取得価額②	=	従前の取得価額の合計額(注)	×	純資産減少割合
-------	---	----------------	---	---------

みなし譲渡損益(①-②)	=	収入金額とみなされる金額①	-	取得価額②
--------------	---	---------------	---	-------

(3) 取得価額のお取扱いについて (所得税法施行令第144条第1項)

⇒税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。

⇒調整式は以下のとおりです。(純資産減少割合は(4)、(5)をご参照下さい。)

1株当たりの新しい取得価額	=	1株当たりの従前の取得価額	-	1株当たりの従前の取得価額	×	純資産減少割合
---------------	---	---------------	---	---------------	---	---------

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合(資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)	0.016 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成21年6月26日
みなし配当額に相当する金額の1株当たり金額	3.0817311925円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.016 (小数点以下3位未満切り上げ)
減少した資本剰余金の額	172,053,650円

2. その他の参考情報

みなし配当課税について

株主の皆様がお持ちの株数に1株当たり3.0817311925円を乗じ、計算結果の円未満を切り上げた額が「みなし配当額」となり源泉徴収されています。

みなし譲渡損益について

1. (2)の算式により「みなし譲渡損益」を算出いたします。

[例] 当社の株式を1株当たり200円で1,000株購入していた場合

収入金額とみなされる金額①

$$=12.50 \text{円} (1 \text{株当たり配当額}) \times 1,000 \text{株} - 3.0817311925 \text{円} \times 1,000 \text{株} = 9,418 \text{円}$$

(円未満切り捨て)

$$\text{取得価額②} = (200 \text{円} \times 1,000 \text{株}) \times 0.016 = 3,200 \text{円}$$

(円未満切り上げ)

$$\text{みなし譲渡損益} (\text{①} - \text{②}) = 9,418 \text{円} - 3,200 \text{円} = 6,218 \text{円}$$

(この場合はみなし譲渡益)

取得価額の調整について

1. (3)の算式により「取得価額の調整」が必要になります。

[例] 当社の株式を1株当たり200円で1,000株購入していた場合

$$\text{新しい取得価額} = 200 \text{円} \times 1,000 \text{株} - 200 \text{円} \times 1,000 \text{株} \times 0.016 = 196,800 \text{円}$$

(円未満切り上げ)

今回の配当（[利益剰余金]を原資とせず[資本剰余金]を原資とする）で、株主様が通常の配当（[利益剰余金]を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について

- (1) 「みなし配当額」については源泉徴収済みですので、原則として確定申告不要です。（税務上の配当所得として確定申告も可能です。）
- (2) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もごございますのでお取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
- ①特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせ下さい。
- ②特定口座①以外の源泉徴収口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
- ③一般口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
- (3) 「取得価額の調整」が必要となります。
お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては、下記のご照会先までご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、ご保管下さるようお願いいたします。

このお知らせは当社ホームページ (<http://www.forval.co.jp/index.htm>) 上にも掲載いたします。

3. 本件に関するご照会先

(1) 「本説明書」についての一般的なご照会

○中央三井信託銀行株式会社

証券代行部：0120-78-2031

受付時間：午前9:00～午後5:00

（土日祝日等銀行休業日を除く）

○株式会社フォーバル

総務部：03-6826-8884

受付時間：午前9:00～午後5:30

（土日祝日を除く）

(2) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的ご照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談下さい。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署又は税理士等にご相談下さい。

以上